

# 阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会  
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449  
http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも  
入れる組合です

大勢の地域住民・学生らの中で、

## 5・1 阪大抗議メーデーをやり切ったぞ！

今年は、豊中キャンパスで5・1メーデーを関西圏大学非常勤講師組合と共催して取り組んだ。まず、主催者から「全国各地で大きなメーデーが取り組まれる中、非正規労働者が働く現場で、小規模でも自力で非常勤職員差別撤廃と労働者の主権を取り戻すために、世界の闘う労働者と連帯して、阪大抗議メーデーを開催できることは、大変うれしく、意義深いです」「戦争法制を強行施行し、憲法改悪を目論む安倍政権とも闘っていかねばなりません。一人の首切りも許さず、人間らしい生き生きとした職場・労働現場を取り戻すために、ともに団結しましょう」と挨拶があった。

次に、2015年3月末解雇を許さず、地位確認裁判も闘っている石橋組合員は「非正規だからというだけで、解雇できるなんておかしい。職場復帰を勝ち取るまで闘っていく」と熱い思いを語った。関西圏組合は、前日の4月30日に東京で開催された「戦争と学生一経済徴兵制をぶっこわせ！ーシンポジウム」(首都圏大学非常勤講師組合早稲田大学ユニオン主催)で訴えられた日本の大学の現状について報告した。野宿者支援を続けている釜ヶ崎パトロールの会は、おにぎりをつくって支援に駆けつけ、「石橋さんの闘いを支援していく」と力強い連帯発言がされた。関単労兵庫県立こども病院分会は、看護補助労働者の賃金・労働条件の改善の取組みと共に、職場から戦争法廃止の闘いも継続していくと報告した。刀根山小学校で君が代・日の丸に反対して闘って、豊中市から再雇用拒否攻撃をうけた教育労働者の闘い報告(豊中・北摂連絡会)もあった。さらに、医療労働運動研究会のなかまや学内の北泊さん(阪大教



員)、関単労のなかまらから、次々と発言が続いた。



いちよう祭にきた地域住民や学生たちの中には、「労働者の祭典・メーデー」を知らない人たちがいたが、ビラを快く受け取り、立ち止まって集会に耳を傾けてくれていた。さらに、労働相談を持ちかけてくる人もいた。このような現実を目の前にして、私たちは改めて、労働者にとってメーデーとは何か、メーデーの歴史・意義を宣伝し、メーデーに取り組むことの重要性を学ぶことができた。

また、集会を準備していると、いちよう祭実行委員会の学生や阪大本部職員が「メーデー集会をするな」と止めに来た。それに対して、日本国憲法「第21条集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」、「第28条勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」等の条文をみせた。すると、彼らは反論することなく退散した。このことから、私たちは改憲攻撃のせまる中、憲法を学習し知識として蓄え、日常生活の中でもっともっと生かす取組みをしていかなければならないと痛感した。

## 「当分の間」が労働者の利益なら、なんで撤廃（解雇）したの？

地位確認裁判（大阪地裁）4月18日証人尋問報告

2016年4月18日、大阪地裁で地位確認裁判の証人尋問がおこなわれた。法廷に入りきらないほどたくさんの方の支援者が大きな力となり、石橋組合員、加藤分会長、北泊さん（阪大教員）の証言を無事終えることができた。

大学側の証人、北風元人事課第三係長は、主尋問にはすらすらと答えていたが、反対尋問になると、「知りません」「分かりません」を繰り返した。さらに、裁判官の「なぜわざわざ『当分の間』をつくったのか。労働者の利益を図るためか」との質問に、北風元係長は「そう理解している」と答えた。解雇しておきながら「労働者の利益だ」との矛盾した発言に、法廷から抗議の声があがった。

原告の石橋組合員は、しつこい反対尋問に声を荒げるシーンもあったが、業務の内容なども含め、質問に的確に答えた。裁判官から「なぜ定年まで働けると思ったのか」と核心をつく質問に対し、「奥村係長から言われたことが一番大きい」とはっきりと答えた。

2015年3月末解雇は、「非常勤職員であれば期限があって当然」という考え方による理由のない解雇である。非正規だからというだけで簡単に職を奪えるなんておかしい！ 証人尋問を終え、ひと山超えたという感もあるが、引き続き解雇撤回を求め、闘い続けていきたい。

## ☆8月18日 中労委棄却命令取消裁判・判決！ ☆



### 東北大学・3200人に対する雇止めを許さない闘いがはじまった

改正労働契約法（2013.4）に関連して、徳島大学・信州大学は非正規職員の無期転換を認め、早稲田大学は非常勤講師の5年上限を撤回した。その一方で、東北大学は5年以上勤務した非常勤教職員を解雇すると通告した。これまでは原則の3年上限を超え、勤務する人が大半であった。ところが、改正労働契約法による無期転換を阻止するために、東北大学は就業規則を変更し、5年上限を厳密に適用することにした。これに対して、東北非正規教職員組合と首都圏大学非常勤講師組合は、共同で団体交渉を要求し、雇止めを許さない闘いはじめた。東北大職組は「希望する人全員を無期雇用に」と訴えている。

#### SCHEDULE

- 6月6日（月）全国争議団交流集会 抗議行動
- 6月16日（木）18:30～20:30 エルおおさか 戦争に協力したくない！ 労働者と市民の集会  
「徴用について」北泊謙太郎さん講演
- 6月18日（土）14:00～16:30 PLP 会館 「なんで有期雇用なん!？」学習会  
そのサイン、ホンマに同意なん!？」  
「2016.2.19 山梨県民信用組合事件・最高裁判決から学ぶ」 中島光孝弁護士講演
- 8月18日（木）13:30～  
「中労委命令取消訴訟」判決

**非正規労働者の談話室・6月23日（木）**  
18:00～ 豊中市立千里公民館（千里中央駅下車）

### 画期的な判決がでました！

2016.05.13 東京地裁判決（労契法20条裁判）：同じ業務で定年後再雇用。賃金差別は違法との判断

2016.02.19 最高裁判決： 労働者が労働条件不利益変更に対する同意書に署名押印。

雇用主は、変更による不利益を具体的に説明する義務がある。

署名押印があったとしても、ただちに合意があったと考えるべきではないとの判断。

